

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	4	求職活動中の生活の保障等を行うこと
	I	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用保険課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	セーフティネットとして財政が安定していること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
雇用保険制度のうち、失業等給付は、労働者及び使用者から徴収される保険料と国庫負担とにより運営されているが、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により積立金の取り崩しによっても対処し得ない場合においても、弾力条項による保険料率の引き上げ等、必要な給付に支障を来さないような仕組みが制度化されている。					
また、三事業についても、積立金に準じた雇用安定資金が設けられているとともに、弾力条項が設けられている。					
(評価指標の考え方)					
失業等給付に係る収入は、事業主及び労働者から徴収される保険料、国庫負担及び積立金の運用による利子収入等からなる。					
失業等給付に係る支出は、失業等給付に要する費用及び雇用保険事業の運営に必要な経費からなる。					
三事業に係る収入は、事業主から徴収される保険料からなる。					
(評価指標) 収支バランス (失業等給付関係)					
収入額	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	23, 829	25, 886	25, 321	25, 377	
(億円)	24, 244	25, 899	25, 939	25, 494	27, 743
収入額 (うち保険料収入)	18, 251	19, 211	20, 242	20, 435	
	18, 839	19, 251	20, 406	20, 437	23, 326
支出額	27, 275	26, 820	21, 321	17, 416	
	27, 227	27, 998	24, 733	23, 963	24, 392
支出額 (うち失業等給付費)	26, 007	25, 292	19, 618	14, 672	
	26, 153	26, 728	23, 475	22, 676	21, 782
積立金残高	4, 998	4, 064	8, 064	16, 026	
	5, 461	2, 899	5, 270	8, 045	19, 377

(備考)

- ・ 評価指標の上段は各年度の決算値、下段は補正後予算である。なお、17年度決算値は集計中。

(評価指標) 収支バランス (三事業関係)

	H13	H14	H15	H16	H17
保険料収入額 (億円)	5,346 5,516	5,255 5,263	5,123 5,081	5,193 5,132	
支出額 (億円)	5,839 6,831	4,853 6,119	4,124 5,600	3,892 4,953	4,771
雇用安定資金残高 (億円)	2,609 1,787	3,011 1,753	4,010 2,492	5,312 4,070	5,674

(備考)

- ・ 評価指標の上段は各年度の決算値、下段は補正後予算である。なお、17年度決算値は集計中。

実績目標2 | 給付を適正に行うこと

(実績目標を達成するための手段の概要)

雇用保険の失業等給付（求職者給付（基本手当等）、就職促進給付（再就職手当等）、教育訓練給付及び雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付）については、全国の公共職業安定所において支給事務を実施しており、法令等に基づきその適正な給付に努めているところである。

(評価指標の考え方)

基本手当基本分とは、基本手当のうち、延長給付部分を除くものをいう。

(評価指標) 適用状況

	H13	H14	H15	H16	H17
適用事業所数（年度月平均） (千所)	2,028	2,023	2,009	2,002	1,998

(備考)

- ・ 評価指標は、雇用保険事業統計による。

	H13	H14	H15	H16	H17
新規適用事業所数 (千所)	90	83	81	83	88

(備考)

- ・ 評価指標は、雇用保険事業統計による。

	H13	H14	H15	H16	H17
廃止事業所数 (千所)	89	94	96	89	89

(備考)

- ・ 評価指標は、雇用保険事業統計による。

	H13	H14	H15	H16	H17
被保険者数（年度月平均） (千人)	34,111	33,962	34,132	34,694	35,296

(備考)

- ・ 評価指標は、雇用保険事業統計による。

(評価指標) 失業等給付給付状況

	H13	H14	H15	H16	H17
基本手当基本分（受給者実人員） (年度月平均) (千人)	1,106	1,048	839	682	628
基本手当基本分（給付額）	H13	H14	H15	H16	H17

(億円)		20,128	19,360	14,478	10,506	
(備考)						
・ 評価指標の受給者実人員は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						
再就職手当(受給者数)	(千人)	H13	H14	H15	H16	H17
		394	383	91	66	319
再就職手当(給付額)	(億円)	H13	H14	H15	H16	H17
		1,221	952	156	94	
(備考)						
・ 評価指標の受給者数は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						
教育訓練給付(受給者数)	(千人)	H13	H14	H15	H16	H17
		285	381	470	231	159
教育訓練給付(給付額)	(億円)	H13	H14	H15	H16	H17
		395	683	899	239	
(備考)						
・ 評価指標の受給者数は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						
雇用継続給付(高年齢雇用継続給付) (初回受給者数)	(千人)	H13	H14	H15	H16	H17
		141	147	134	119	104
雇用継続給付(高年齢雇用継続給付) (給付額)	(億円)	H13	H14	H15	H16	H17
		1,250	1,437	1,489	1,389	
(備考)						
・ 評価指標の初回受給者数は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						
雇用継続給付(育児休業基本給付金) (初回受給者数)	(千人)	H13	H14	H15	H16	H17
		93	98	103	112	118
雇用継続給付(育児休業基本給付金) (給付額)	(億円)	H13	H14	H15	H16	H17
		512	563	603	657	
(備考)						
・ 評価指標の初回受給者数は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						
雇用継続給付(介護休業給付) (受給者数)	(千人)	H13	H14	H15	H16	H17
		5	4	5	5	6
雇用継続給付(介護休業給付) (給付額)	(億円)	H13	H14	H15	H16	H17
		12	12	12	13	
(備考)						
・ 評価指標の受給者数は雇用保険事業統計によるものであり、給付額は各年度の決算値による。なお、17年度決算値は集計中。						

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

雇用保険制度のうち失業等給付関係については、平成6年度以降毎年度赤字が続き、特に平成10年度から平成12年度にかけては3年連続で1兆円前後の赤字を記録し、平成13年度から給付体系の見直し、保険料率の引上げ、国庫負担の原則復帰等の制度改正が実施に移されたものの、その後の労働市場において、構造的摩擦的失業率の上昇が続く中で雇用保険受給者が増加する一方、常用雇用労働者の減少、パートタイム労働者の増加、賃金水準の低下により保険料収入が減少するなど構造的な変化が進んだことから、制度創設以来最も厳しい財政状況にあった。

こうした状況を背景として、平成15年5月に、雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。

また、雇用保険三事業については、より透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、平成16年度から各事業について①目標を設定して、②事業を的確に実施し、③その効果を検証（事業主の意見を反映した適正な評価の実施）するとともに、④検証結果を踏まえて事業を見直す、という目標管理サイクル（いわゆるPDCAサイクル）を確立し、不断の見直しを行っているところであり、こうした目標管理も踏まえ、平成18年度予算では前年度予算の12.7%減と大幅な削減を行った。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図る制度設計となっている。

平成1年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来たすことはなかった。

また、三事業については、支出が収入を上回る場合には雇用安定資金を取り崩すこととしており、セーフティネットとして財政の安定を図る制度設計となっている。

平成1年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な事業の実施に支障を来たすことはなかった。

実績目標2について

支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づきおおむね適正な給付

が行われた。失業等給付に係る不正受給については、未然防止に努めるとともに、疑いのある事案が発見された場合には、速やかに調査を行い、厳正に対処した。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

また、三事業については、毎会計年度において三事業費充当徴収保険料額と三事業に要する費用の額との差額をその会計年度末における雇用安定資金に加減した額が三事業費充当徴収保険料額の1.5倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

実績目標2について

支給業務を担当する公共職業安定所においては、一定の組織定員の範囲内において法令等に基づき適正な給付に努めているところである。

総合的な評価

平成15年5月に、給付について早期再就職の促進等を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。当該制度改正の効果等により、平成17年度の受給者実人員(628千人(年度月平均))は平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))よりも減少し、基本手当支給額も15年度より減少する見込みである。このため、失業等給付関係について、収入が支出を上回り、積立金残高が平成16年度よりも増加する見込みである。

また、三事業についても、PDCAサイクルによる目標管理等により事業の見直しを実施したこと等により、収入が支出を上回る見込みであり、雇用安定資金残高が平成16年度よりも増加する見込みである。

以上より、セーフティネットとしての財政の安定という目標は達成したものと判断される。

また、失業等給付について、法律、通達に基づき適正、円滑に給付が行われた。

以上により、施策目標をほぼ達成したものと考える。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況（関係部分のみ抜粋）

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定） 第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り越える—

5. 人間力の強化

我が国を支える基本は“人”である。今後我が国がグローバル化を乗り越え、力強く成長を持続するという観点からも、すべての人が能力を最大限に開花させる社会の実現が不可避であり、これに向けて取組を強化していく。

特に、ミスマッチによる失業の多い若者については、以下の取組を行っていく。

（略）

あわせて、以下の取組も進めていく。

①雇用保険3事業については、利用度や成果の実態調査を踏まえ、時代のニーズに対応したものとなるよう、平成18年度予算において改善策を講ずる。

○「平成18年度予算の編成等に関する建議」（平成17年11月21日 財政制度等審議会）

II. 各論

1. 社会保障

（7）雇用

雇用失業情勢については、厳しさが残るものの、改善が進んでいるところである。しかしながら、特に、若年者を中心に雇用のミスマッチが依然として大きく、フリーターや無業者が増加している。また、雇用情勢には地域差が見られる。さらに、障害者も自らの選択により社会の支え手として働き、納税者にもなりうるような多様な働き方を実現できるような環境整備が重要となっている。

このため、「6月建議」でも述べたとおり、地域が主体的に取り組む地域再生を推進するとともに、規制改革や行政サービスの民間開放等を積極的に実施することにより、雇用創出を図っていく必要がある。

さらに、多様な働き方や円滑な労働移動等の実現による就業機会の確保等を図るため、

- ・ 雇用維持支援から労働移動支援

- ・ 雇入れ助成からミスマッチ解消
- ・ 生活支援から早期再就職支援（自立支援）

への観点から、雇用対策に関する事業の根本に立ち返った見直しを行うべきである。

特に雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、事業の性格を踏まえ、事業ごとの定量的な成果目標を設定した上で、実績について厳格な事後評価を行い、事業の廃止を含め厳しく見直しを行う必要がある。

また、特別会計改革の趣旨を考慮すれば、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率の比較を踏まえ、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方を含め見直しを検討する必要がある。

○「特別会計の見直しについて-制度の再点検と改革の方向性-」（平成17年11月21日財政制度等審議会報告）

Ⅱ．各特別会計の見直しの方向

（4）労働保険特別会計

①制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和47年に一元化され設置された。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された（雇用保険三事業の創設）。

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかと批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまることなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

3 特別会計改革

- ④ 労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別

(4 - 4 - I)

会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険 3 事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。